

議案第 35 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 22 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 32 年日出町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項（見出しを含む。）中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

(日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 29 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条の見出し及び同条第 3 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

(日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 32 年日出町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第２項に見出しとして「(特別職の職員の給与に関する条例の廃止)」を付する。

附則第３項を削る。

附則第４項を附則第３項とし、同項に見出しとして「(期末手当の額の特例)」を付する。

附則第５項を附則第４項とし、同項に見出しとして「(平成１２年９月及び１０月に支給する給料に関する特例措置)」を付する。

附則第６項を附則第５項とし、同項の前に見出しとして「(平成１６年４月１日から平成２１年３月３１日までの間における給料及び期末手当の特例)」を付し、附則第７項を附則第６項とする。

附則第８項中「附則第６項」を「附則第５項」に改め、同項を附則第７項とし、同項に見出しとして「(平成２０年７月及び８月に支給する給料に関する特例措置)」を付する。

附則第９項を附則第８項とし、同項に見出しとして「(平成２１年４月１日から平成２５年３月３１日までの間における給料の特例)」を付する。

附則第１０項を附則第９項とし、同項に見出しとして「(平成２１年６月に支給する期末手当に関する特例措置)」を付する。

附則第１１項を附則第１０項とし、同項の前に見出しとして「(平成２５年４月１日から平成２５年８月３１日までの間における給料及び期末手当の特例)」を付し、附則第１２項を附則第１１項とする。

附則第１３項を附則第１２項とし、同項の前に見出しとして「(平成２５年９月１日から平成２６年５月３１日までの間における給料及び期末手当の特例)」を付し、附則第１４項を附則第１３項とする。

附則第１５項を附則第１４項とし、同項の前に見出しとして「(平成２６年６月１日から平成２７年３月３１日までの間における給料及び期末手当の特例)」を付し、附則第１６項を附則第１５項とする。

附則第１７項中「令和３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改め、同項を附則第１６項とし、同項に見出しとして「(平成２７年４月１日から令

和 4 年 3 月 3 1 日までの間における給料の特例)」を付する。

附則第 1 8 項を附則第 1 7 項とし、同項に見出しとして「(令和元年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 4 日までの間における期末手当の特例)」を付する。

附則第 1 9 項中「附則第 1 7 項」を「附則第 1 6 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とし、同項に見出しとして「(令和 3 年 1 月に支給する給料に関する特例措置)」を付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

職員及び特別職の給料月額の減額する期間を延長したいので提出する。